

保護者の皆さまへ

【令和2年12月時点】新型コロナウイルス感染症拡大防止のための大和高田市立保育所・こども園の園児の登園停止等について（お知らせ）

平素は、大和高田市保育行政の推進にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。大和高田市立保育所・こども園での感染予防対策として以下の内容で園児の登園停止の取扱いを行うこととしましたので、ご承知おきください。よう、お願い申し上げます。

登園停止の取扱いについて

園児等の状態	登園停止の取扱い
① 本人が感染	【登園停止】 専門医・保健所等の専門機関が登園を許可するまで
② 本人が濃厚接触者	【登園停止】 保健所から指示された期間 (感染者との最終接触からおよそ2週間)
③ 同居家族が感染又は濃厚接触者	【登園停止】 同居家族の感染の有無がわかるまで (陰性の場合も経過観察期間として保健所から指示された期間)
④ PCR検査を受けた (上記以外の理由により)	【登園停止】 検査結果が陰性とわかるまで (その後の症状については本表⑤に基づく)
⑤ 発熱等の風邪症状	園へ連絡のうえ、登園を見合わせるようお願いいたします その場合は必ず医療機関を受診し、解熱後24時間以上が経過して呼吸器症状の改善がみられるまで自宅等で療養してください。

※上記①～⑤の状態にあてはまる場合は、必ず事前に園までご連絡ください。

※ 園児及び同居家族が『新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となった』、『PCR検査を受ける』、又は『PCR検査の結果が判明した』際には必ず保育所・こども園にご連絡ください。

※ 同居家族の方に新型コロナウイルスへの感染が疑われるような症状がある際には、園児の登園を控えていただきますようお願いいたします。その際も必ず園までご連絡ください。

※ ③、④につきましては、検査結果等により、【感染が無い】と診断を受けた後の園児の登園再開日について、保健所等の専門機関へ確認いただき、事前に園までご連絡ください。

※ 新型コロナウイルス感染症については、感染対策を徹底しても、感染リスクをゼロにできないことをご理解いただき、感染者や濃厚接触者である方が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならぬよう、十分な配慮・注意をお願いいたします。

※ 引き続き家庭内でのお子さま及びご家族の体調管理にご留意いただき、必要に応じて医療機関を受診いただくなどのご対応をお願いいたします。

※臨時休園の実施や規模については、別途協議により決定いたします。

※休園等の連絡についてはマチコミメールで連絡いたします。

大和高田市保育課